

地方公務員共済資金運用委員会設置要綱

平成26年10月16日 制 定
平成27年10月 1 日 改 正
令和 3 年 3 月19日 改 正
令和 7 年 3 月31日 最終改正

(設置)

第1条 厚生年金保険事業の管理積立金に関する管理運用の方針（平成27年10月1日制定）、退職等年金給付積立金に関する管理運用の方針（平成27年10月1日制定）及び経過的長期給付積立金に関する管理運用の方針（平成27年10月1日制定）に基づき、各積立金の管理及び運用（管理積立金の管理及び運用、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会（以下「組合等」という。）の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を含む。）、及び経過的長期給付調整積立金の管理及び運用（組合等の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理を含む。）をいう。以下同じ。）に係る専門的事項を地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が検討するため、経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務経験を有する者で構成する地方公務員共済資金運用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項等)

第2条 委員会の審議事項は次のとおりとする。

- ① モデルポートフォリオの設定及び見直しに関する事項
- ② 管理運用の方針の策定、変更に関する事項
- ③ リスク管理の実施方針の策定、変更に関する事項
- ④ 新たな運用対象の運用方針の策定、変更に関する事項
- ⑤ その他各積立金の管理及び運用に関する専門的事項

2 委員会の報告事項は次のとおりとする。

- ① 運用実績
- ② リスク管理の状況
- ③ 新たな運用対象の運用状況
- ④ 専門的人材の強化・育成の状況
- ⑤ その他各積立金の管理及び運用に関して委員会が求めた事項

3 委員会は、各積立金の管理及び運用に関する専門的事項に関し、理事長の諮問に

応じて重要事項について意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、座長及び委員で組織する。

- 2 座長及び委員は、経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 委員会に、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、2年以内で理事長が定めた期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 座長及び委員は再任されることができる。

(座長)

第5条 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 座長は、議長として委員会の議事を整理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 組合等及び連合会の事務局長は、委員会にオブザーバーとして参加するものとする。

- 2 オブザーバーは、委員会の会議において意見を述べることができる。
- 3 オブザーバーは、やむを得ない事情により委員会の会議に出席できない場合は、代理の者に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に組合等及び連合会の実務者で構成するワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは第2条第1項の各号に規定する事項について検討を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 ワーキンググループは前項に規定する事項のほか、各積立金の管理及び運用に関し必要な事項について検討する。

(会議の非公開)

第8条 委員会の会議は、これを公開しない。

(議事要旨)

第9条 委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所（当該場所に存しない座長及び委員が委員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 出席した座長及び委員の氏名
- (3) 議事となった事項

2 前項の議事要旨は、委員会の確認を得て公表する。

(議事録)

第10条 委員会の議事録は、「委員会議事録作成及び公表要領」で定めるところにより、作成及び公表を行う。

(守秘義務)

第11条 座長、委員及び参考人（以下「委員等」という。）は、第9条及び第10条の規定により公表された事項を除き、委員会で得られた情報を、漏えいしてはならない。委員等を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、各組合等の協力を得て、連合会資金運用部企画管理課で行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。